

江田島市都市計画マスタープラン 概 要 版

-みんなで築く魅力ある『海生交流都市』-



平成23(2011)年3月

江 田 島 市

序 計画の基本的事項

■計画策定の目的

都市計画は、都市における合理的な土地利用の確保、道路、公園、下水道などの都市施設の整備、土地区画整理などの市街地整備などにより、快適な都市生活や機能的な都市活動を確保するもので、都市の健全な発展を図る上で大切な役割を担っています。

都市計画マスタープラン（以下「本計画」といいます。）は、江田島市総合計画に示される将来都市像の実現に向けて、都市計画に係る諸施策を総合的、計画的に推進するために策定するものです。

■計画の役割と位置づけ

役 割	・都市の将来ビジョンの実現に向けた土地利用規制・誘導、都市施設の整備、市街地の整備、開発、保全など、都市計画に係る諸施策を総合的、計画的に推進するための方針
位置づけ	・都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定 ・江田島市総合計画、江田島都市計画区域マスタープラン（広島県策定）、大柿都市計画区域マスタープラン（同）などの上位計画に即して策定
対象区域	・江田島市全域
目標年次	・平成32（2020）年

1 都市づくりの目標

■都市像

都 市 像	自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま
都市像を支える基本テーマ	○安全・安心と快適環境の『住みよさづくり』 ○海と島と歴史文化が彩る『美しさづくり』 ○人と地域が輝く『元気づくり』

（江田島市総合計画）

■都市づくりのテーマと基本的な方針

都市づくりのテーマ	みんなで築く魅力ある『海生交流都市』
都市づくりの基本的な方針	○計画的な土地利用と都市機能の配置 ○都市活動を支える公共交通の充実と道路網の整備 ○便利で快適に暮らせる市街地・集落の形成 ○豊かな自然と調和した都市環境の形成 ○誰もが快適に暮らせる都市環境の形成 ○地域資源を活かした江田島らしい都市景観の形成 ○安全で安心して暮らせる災害等に強い都市づくり

■将来人口

年 次	平成17年 (2005年)	平成32年 (2020年)	平成42年 (2030年)
人 口	29,939人	25,000人	21,000人

（平成17(2005)年は国勢調査）

■将来の都市構造の設定

少子高齢化に対応した安全で利便性の高い、交流豊かな活力ある都市づくりを進めるため、次のような都市構造の構築を目指します。

【都市活動と暮らしを支える拠点】

都 市 拠 点	・江南・飛渡瀬を位置づけ、全市を対象とした広域的な都市機能の集積化と島内の交通結節機能の充実、強化に努めます。
地 域 拠 点	・生活圏の中心地としての役割を担う地区を位置づけ、公共公益機能、商業機能、交流機能、交通結節機能等の充実に努めます。
生 活 拠 点	・公共公益施設、商業施設、事業所等の集積している地区を位置づけ、それぞれの拠点の特性に応じた機能の充実に努めます。
コミュニティ中心地	・基礎的なコミュニティの中心地を位置づけ、集会・交流機能等の充実に努めます。
交流・レクリエーション拠点	・広域的な交流・レクリエーション地を位置づけ、滞在型観光・レクリエーション地としての環境整備に努めます。

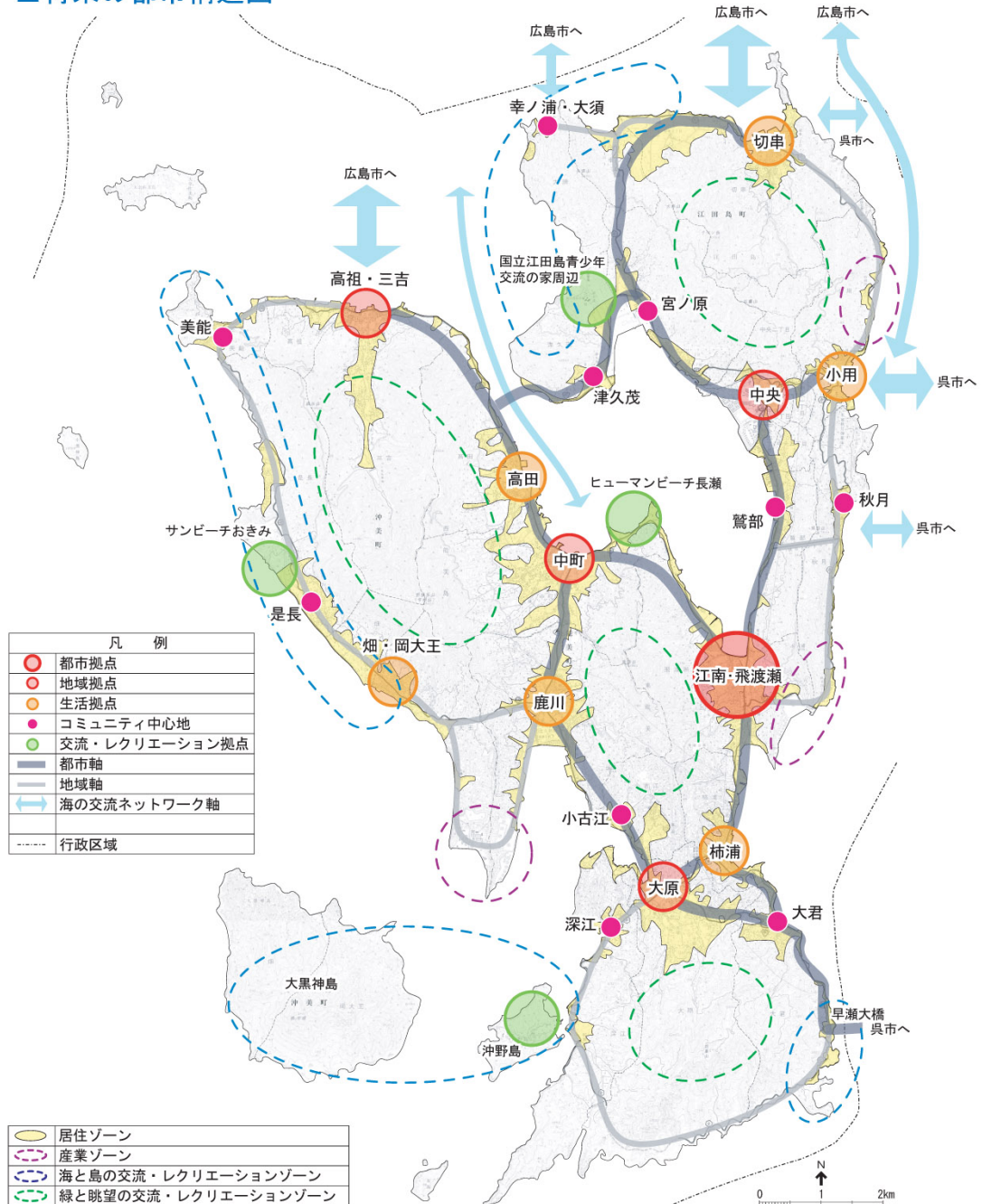
【本市の魅力と活力を高めるゾーン】

居 住 ゾ ーン	・市街地・集落については、都市基盤施設や生活環境の整備に努めるとともに、市民との協働により、地域の特徴を生かした快適なまちづくりを進めます。
産 業 ゾ ーン	・工場が集積する地区は、工業地としての環境を整備するとともに、自然環境との調和や循環型社会への対応を促進します。 ・工業地に近接する農業団地周辺について、工業と農業、観光・レクリエーションが共存するゾーンの形成を検討します。
海と島の交流・レクリエーションゾーン	・海と島の自然を生かしながら、本市の魅力づくりと交流人口の拡大につながるゾーンの整備・充実に努めます。
緑と眺望の交流・レクリエーションゾーン	・山岳の自然と眺望を生かしながら、本市の魅力づくりと交流人口の拡大につながるゾーンの整備・充実に努めます。

【都市機能と都市環境を高める拠点等ネットワーク軸】

都 市 軸	・都市拠点、地域拠点、交通結節機能を有する生活拠点を結ぶ主要な道路を位置づけ、機能的で活力のある都市づくりを進めます。
地 域 軸	・生活拠点とコミュニティ中心地等を結ぶ主要な道路を位置づけ、快適で利便性の高い都市づくりを進めます。
海 の 交 流 ネットワーク軸	・本市への重要なアクセス手段であり、市民生活の基盤でもある広島市や呉市をつなぐ海上交通の整備・充実に努めます。

■将来の都市構造図



2 土地利用の方針

■計画的な土地利用

- ・安心・安全，活力，魅力につながる計画的な土地利用
- ・都市計画区域の見直しと，都市計画制度の適切かつ効果的な運用

■土地の有効活用

- ・自然や生活環境などと調和した土地の有効活用
- ・市街地内などの低・未利用地の都市機能強化や良好な市街地環境の形成に資する土地活用

■地域特性に応じた土地利用

- ・市街地・集落の状況，都市施設の整備状況などを踏まえた主要用途の適切な配置
- ・自然環境，営農環境の保全のための土地利用規制・誘導

【都市的土地利用の方針】

住 宅 地	・既成市街地、高密度な集落等における建築活動の適切な誘導、都市基盤施設の整備等による良好な居住環境の形成 ・緊急車両通行困難地区が広く分布している地区における安全な市街地の形成
商 業 地	・都市拠点（江南・飛渡瀬）における商業・業務施設の立地誘導、交通結節機能の強化、新たな拠点の公共施設の配置などによる都市機能の充実、強化 ・地域拠点（中央、中町、三高、大原）などにおける道路の整備と歩行者空間の確保、老朽化した店舗等の更新、商業・サービス施設の立地誘導などによる商業機能の充実・強化
工 業 地	・工業地としての土地利用の維持、アクセス道路の整備等による産業機能の強化 ・埋立地における新たな工業系市街地の形成

【自然的土地利用の方針】

農 地	・食料生産などの多様な機能を維持するための農地の維持・保全 ・市民農園、観光農園など、市民や近隣都市住民が農業とふれあえる場としての活用
森 林	・環境保全機能などの多様な機能を維持するための森林の維持・保全 ・自然環境の保全に配慮した市民や近隣都市住民が自然とふれあえる場としての活用
自然的海岸	・海岸に多く残されている自然海岸、干潟などの貴重な自然資源の保全

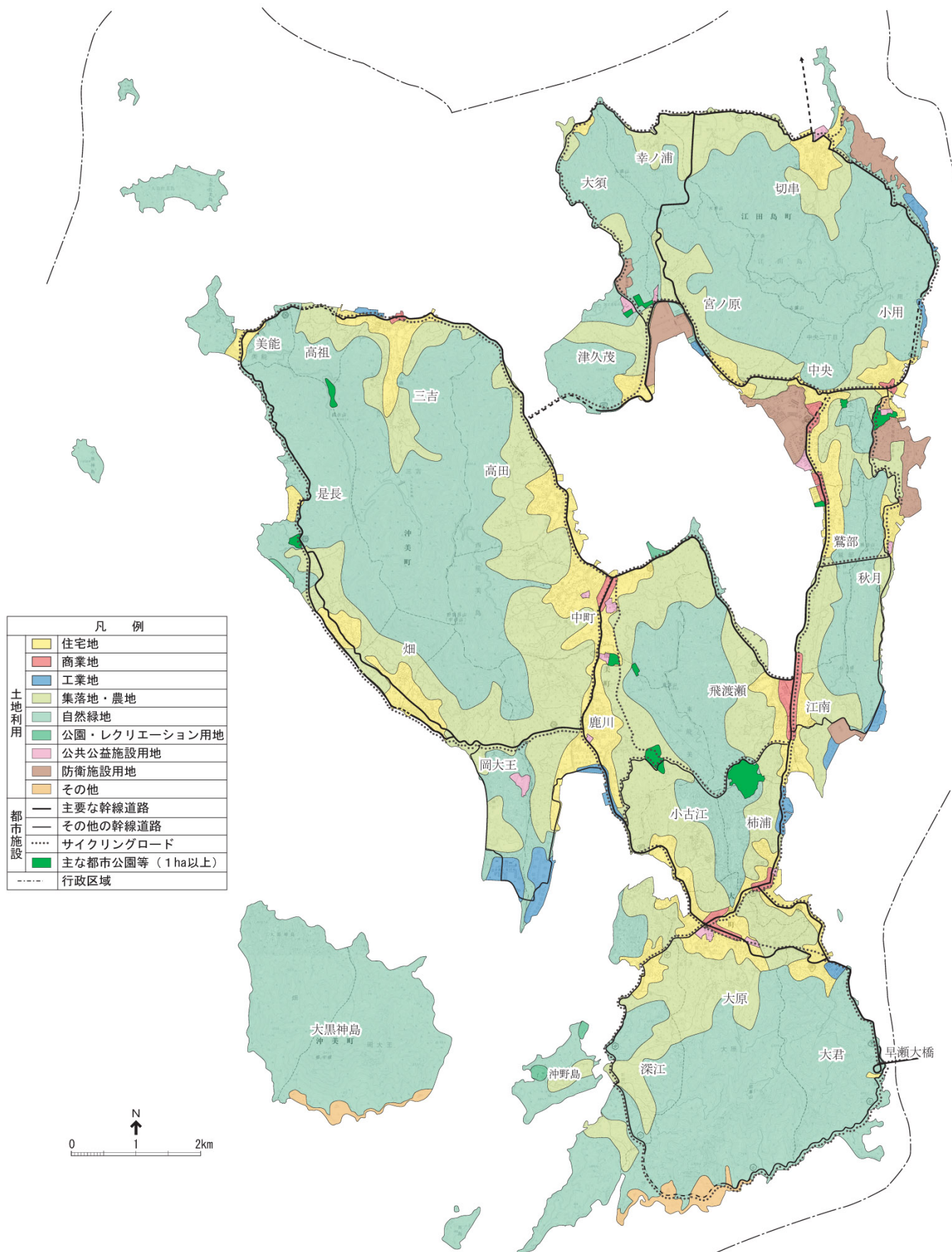
【その他の土地利用の方針】

観光・レクリエーション地	・自然環境との調和、良好な景観の維持等に配慮した観光・レクリエーション地としての環境の整備と活用
そ の 他	・土砂採取場における跡地の景観対策、有効利用などの検討

3 都市施設の整備方針

道路・交通体系	道 路	・広域的な連絡強化、地域内の道路網ネットワーク形成に向けた国道や県道の整備の促進 ・暮らしと産業活動等を支える主要な市道や農道・林道の整備の推進 ・観光ネットワークづくりに向けたサイクリングロードの整備、道路空間を活用した情報提供機能の充実 ・歩行者空間の拡充やバリアフリー化、道路の緑化・修景、防災性の強化 ・市民参加による道路づくりの推進
	港 湾	・広島県との連携による港湾の整備・充実、玄関口としての魅力づくり ・県・市管理港湾の統合による効率的・効果的な港づくりの推進 ・市民参加による港湾の有効活用の促進
	公 共 交 通 体 系	・市民生活を支え、本市を訪れる主要な交通手段である海上交通の充実・強化 ・効率的、効果的な海上交通、広域的な海上交通、新たな航路などの検討 ・関係機関・事業者との連携による効率的、効果的なバス路線の確保・充実
都市公園等		・市民の日常的なレクリエーション、運動、自然とのふれあいなど多様なレクリエーション活動の場としての都市公園等の整備と維持・管理 ・レクリエーション資源を生かした交流・レクリエーション地の整備の推進 ・市民等と行政との協働によるレクリエーションの場づくりの推進
下 水 道		・公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設の整備 ・雨水排水処理対策の推進 ・公共下水道等の処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進
ごみ処理施設		・広域的な連携の強化によるごみ処理体制の整備・充実 ・市民への情報提供と意識啓発、産業廃棄物の減量化、リサイクルの推進

■土地利用・都市施設整備方針図



4 市街地・集落の整備方針

- ・小規模に分散した市街地・集落における生活の利便性を確保するため、公共交通の充実、公共施設の整備、活用等により、生活サービス機能の向上を図ります。
- ・建築物の規制、誘導、都市基盤施設の整備等により、市街地・集落の居住環境の向上を図ります。
- ・良質な住宅・宅地の供給、老朽住宅・空き家対策の推進など、定住の促進に資する住まいづくりを進めます。

5 自然環境の保全・活用の方針

- ・市民等の自然環境に対する意識啓発に取り組み、参加を促進しながら、森林や河川、海岸、海域などの自然環境の保全と再生に努めます。
- ・自然環境の保全に配慮しながら、市民等が、海や山などの自然とふれあえる場を確保・整備するなど、自然環境の活用を図ります。

6 都市環境形成の方針

- ・高齢者や障害者等が、安心して市街地・集落を行動できるよう、歩道や遊歩道などの歩行者空間の拡充、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設や住まいのバリアフリー化なども促進します。
- ・誰もが快適でうるおいのある都市生活を営むことができるよう、緑豊かな市街地・集落の形成を図ります。

7 都市景観の形成の方針

- ・海と島の自然や歴史的な建造物などを守り、育み、新たな景観を生み出していくため、江田島市らしさや心に息づく景観づくりに向けた具体的な事業・活動の展開に努めるとともに、本市の顔づくり、イメージづくりを進めます。
- ・景観に対する市民意識の啓発を図りながら、行政と市民等が協働して取り組む景観づくりの仕組みの構築を進め、具体的な活動の展開に努めます。

8 安全・安心の都市づくりの方針

【都市防災対策の推進】

- ・災害危険箇所の把握と計画的な整備、河川・海岸の防災対策、密集市街地等における火災や地震による危険度の軽減への取組、避難場所や避難経路の確保と安全化、ライフラインの防災安全化などを進めます。
- ・公共施設をはじめとした建物の耐震診断とそれに基づいた整備を計画的に進め、災害に強い都市構造の形成に努めます。

【交通安全対策の推進】

- ・安全で快適な交通環境を確保するため、道路交通体系の整備、歩道や交通安全施設の整備等に努めます。

【犯罪の起きにくい都市づくり】

- ・犯罪が発生しにくい環境づくりに向け、防犯外灯や街路灯の整備などを進めるとともに、子どもや高齢者等の安全・安心を守る地域ぐるみの活動を展開します。

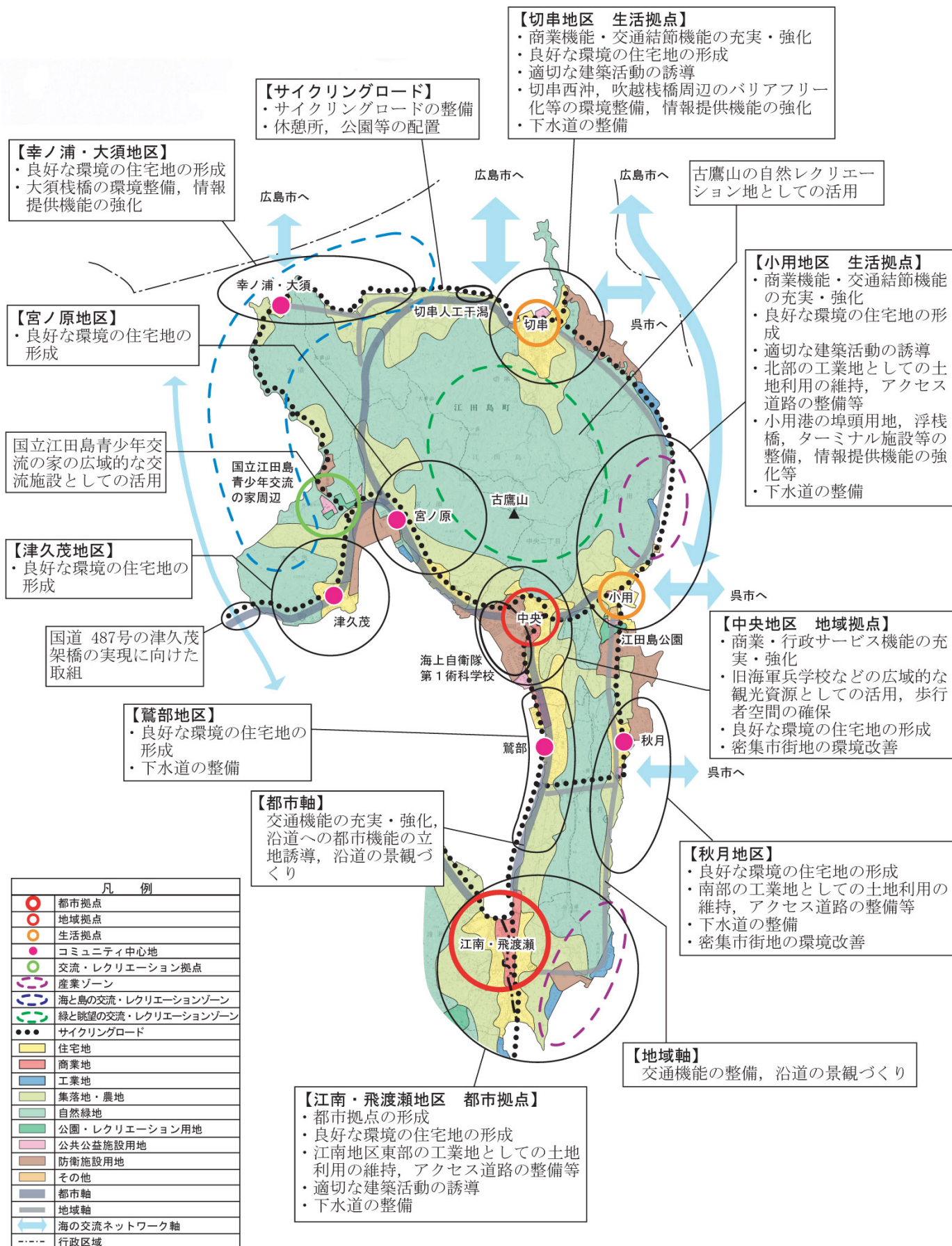
9 地域別構想

■江田島地域

【都市づくりの目標と方針（主な事項）】

都市づくりの目標	・海の玄関口としての交通結節機能の充実・強化 ・市民生活の魅力を高める都市拠点の形成 ・広域的な観光客の受け入れ、交流の促進による賑わいの創出 ・安全で便利に暮らせる都市環境の形成 ・地域資源を生かした快適な都市環境の形成
都市づくりのテーマ	『観光・交流を基軸とした賑わい豊かな都市づくり』
土地利用の方針	・都市拠点、地域拠点、生活拠点における都市機能の充実・強化 ・市街地・集落における良好な環境の住宅地の形成 ・工場集積地における工業地としての土地利用の維持 ・切串、江南・飛渡瀬地区における適切な建築活動の誘導 ・農地、森林、自然海岸などの保全、市民や近隣都市住民が農業や自然とふれあえる場としての活用 ・観光・レクリエーション地における環境の整備
都市施設の整備方針	・国道487号、(主)江田島大柿線などの改良の促進 ・国道487号の津久茂架橋の実現に向けた取組 ・一般県道石風呂切串線、同鷲部小用線、同秋月飛渡瀬線の整備の促進 ・道路の安全性と快適性の向上、歩行者空間のバリアフリー化 ・サイクリングロード、ポケットパークなどの整備、情報提供機能の充実 ・小用港、その他の港湾の施設・設備の整備・充実 ・各棧橋のバリアフリー化、情報提供機能の充実等 ・幸ノ浦、津久茂地区におけるバス路線の確保・充実 ・切串、小用、秋月、鷲部、江南地区における下水道の整備
市街地・集落の整備方針	・市街地・集落と拠点等とを結ぶ公共交通の充実等による利便性の向上 ・建築物の規制、誘導による接道の確保、建物用途の混在化の防止等 ・緊急車両の通行が困難な市街地における生活道路の整備の検討 ・高密度な市街地の防災性の向上 ・老朽住宅及び空き家の除却、再生、活用
自然環境の保全・活用の方針	・良好な自然環境保全のための開発許可制度、風致地区などの適切な運用 ・古鷹山、切串人工干潟などの活用
都市環境形成の方針	・公共建築物、歩行者空間・公園などのバリアフリー化など ・棧橋、主要なバス停周辺の高齢者等が利用しやすい環境整備 ・民間建築物、住宅におけるバリアフリー化の促進 ・都市公園等、公共施設、民有地の緑化の促進
都市景観形成の方針	・地域を特徴づける自然景観の保全 ・歴史的建造物と調和したまち並みの創出 ・主要道路沿い、港周辺の良好な景観形成 ・市街地・集落における敷地の緑化などによる美しい景観づくり
防災都市づくりの方針	・都市拠点、広域避難地等における防災拠点としての機能の確保 ・建築物の不燃化等、都市構造の防災化 ・土砂災害警戒区域（小用地区）の斜面緑地の防災対策の推進 ・自然災害対策の推進
市民等と行政との協働による都市づくりの方針	・道路、港湾の美化、特産品の販売、交流の場などとしての活用 ・都市公園等の維持管理などにおける市民参加 ・緑地の保全、民有地の緑化など都市緑化の促進 ・地域資源の保全・活用、美しい景観づくり など

■地域別構想図：江田島地域



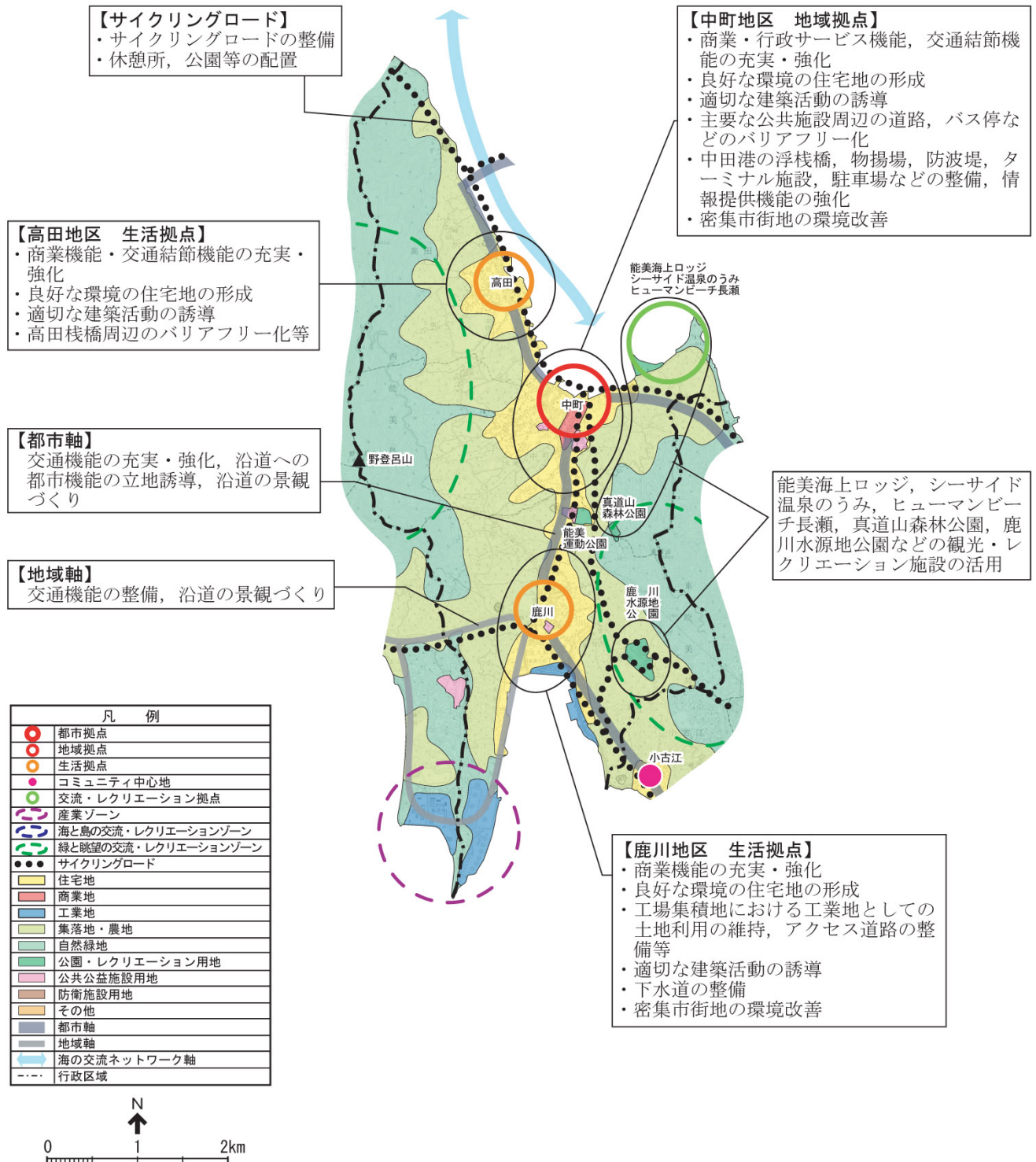
注：取組事項は，主なものを記述しました。

■能美地域

【都市づくりの目標と方針（主な事項）】

都市づくりの目標	・行政サービス、スポーツの中心地としての都市機能の充実 ・観光・レクリエーション客の受け入れ、交流の促進による地域の活性化 ・安全で便利に暮らせる都市環境の形成 ・地域資源を生かした快適な都市環境の形成
都市づくりのテーマ	『スポーツ・交流を基軸とした健康で活力ある都市づくり』
土地利用の方針	・地域拠点、生活拠点における都市機能の充実・強化 ・市街地・集落における良好な環境の住宅地の形成 ・工場集積地における工業地としての土地利用の維持 ・中町、高田、鹿川地区における適切な建築活動の誘導 ・農地、森林、自然海岸などの保全、市民や近隣都市住民が農業や自然とふれあえる場としての活用 ・観光・レクリエーション地における環境の整備
都市施設の整備方針	・国道487号、(主)高田沖美江田島線の整備（歩道の設置等）の促進 ・国道487号の津久茂架橋の実現に向けた取組 ・道路の安全性と快適性の向上、歩行者空間のバリアフリー化 ・サイクリングロード、ポケットパークなどの整備、情報提供機能の充実 ・中田港の施設・設備の整備の促進 ・中町、高田棧橋のバリアフリー化、情報提供機能の充実等 ・鹿川地区における下水道の整備
市街地・集落の整備方針	・市街地・集落と拠点等とを結ぶ公共交通の充実等による利便性の向上 ・建築物の規制、誘導による接道の確保、建物用途の混在化の防止等 ・緊急車両の通行が困難な市街地における生活道路の整備の検討 ・高密度な市街地の防災性の向上 ・老朽住宅及び空き家の除却、再生、活用などの推進
自然環境の保全・活用の方針	・良好な自然環境保全のための開発許可制度、風致地区などの適切な運用 ・野登呂山、真道山、鹿川水源地公園、ヒューマンビーチ長瀬などの活用
都市環境形成の方針	・公共建築物、歩行者空間・公園などのバリアフリー化など ・棧橋、主要なバス停周辺の高齢者等が利用しやすい環境整備 ・民間建築物、住宅におけるバリアフリー化の促進 ・都市公園等、公共施設、民有地の緑化の促進
都市景観形成の方針	・地域を特徴づける自然景観の保全 ・主要道路沿い、港周辺の良好な景観形成 ・市街地・集落における敷地の緑化などによる美しい景観づくり
防災都市づくりの方針	・広域避難地等における防災拠点としての機能の確保 ・建築物の不燃化等、都市構造の防災化 ・自然災害対策の推進
市民等と行政との協働による都市づくりの方針	・道路、港湾の美化、特産品の販売、交流の場などとしての活用 ・都市公園等の維持管理などにおける市民参加 ・緑地の保全、民有地の緑化など都市緑化の促進 ・地域資源の保全・活用、美しい景観づくり など

■地域別構想図：能美地域



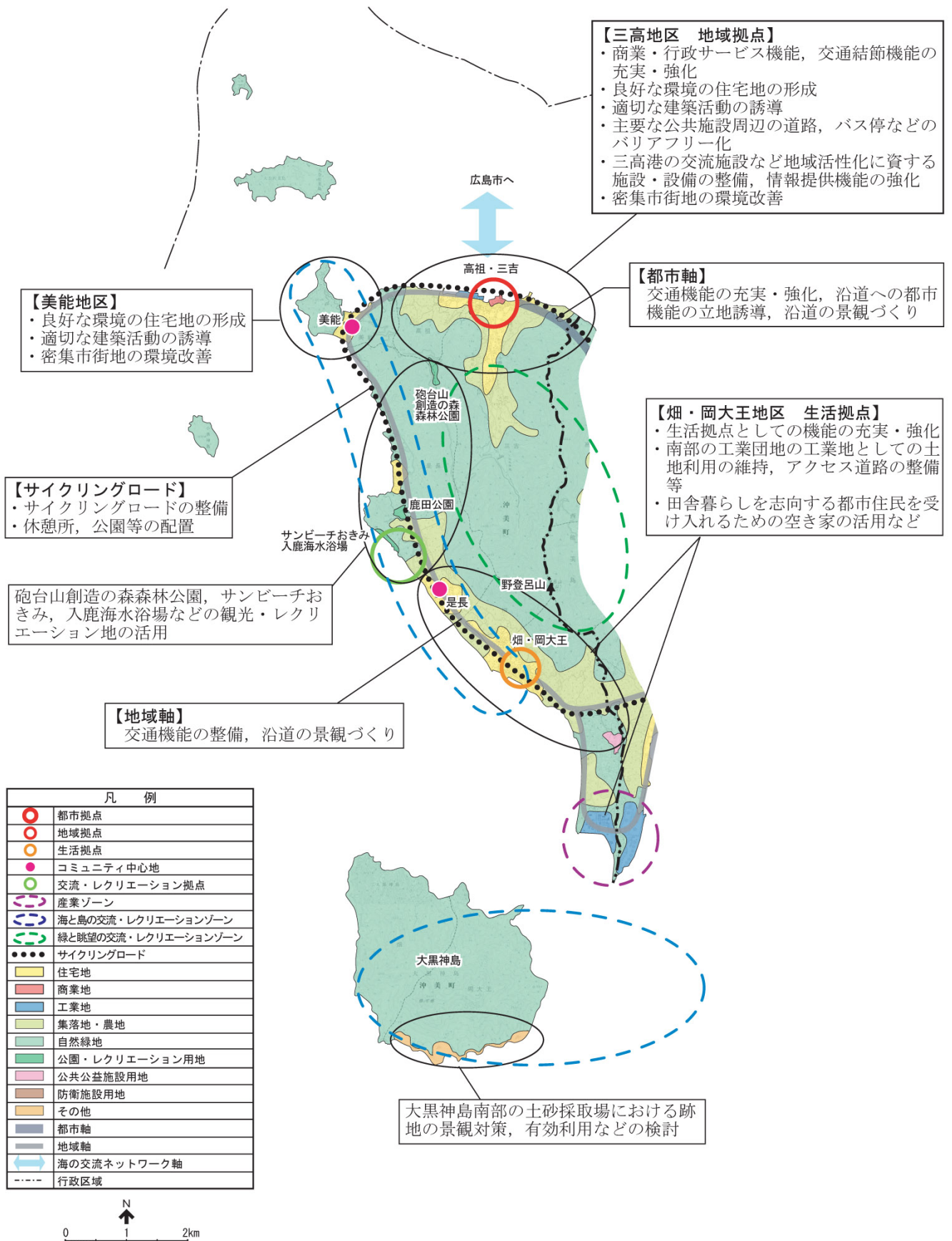
注：取組事項は、主なものを記述しました。

■沖美地域

【都市づくりの目標と方針（主な事項）】

都市づくりの目標	・海の玄関口としての交通結節機能の充実・強化 ・観光・レクリエーション客の受け入れ，交流の促進による地域の活性化 ・都市住民の受入れによる定住の促進 ・安全で便利に暮らせる都市環境の形成 ・地域資源を生かした快適な都市環境の形成
都市づくりのテーマ	『地域資源を生かした定住・交流を先導する都市づくり』
土地利用の方針	・地域拠点，生活拠点における都市機能の充実・強化 ・市街地・集落における良好な環境の住宅地の形成 ・工業団地における工業地としての土地利用の維持 ・三吉，高祖，美能地区における適切な建築活動の誘導 ・農地，森林，自然海岸などの保全，市民や近隣都市住民が農業や自然とふれあえる場としての活用 ・観光・レクリエーション地における環境の整備 ・大黒神島南部の土砂採取場における跡地の有効利用などの検討
都市施設の整備方針	・(主)高田沖美江田島線の未整備区間の整備，歩道の設置の促進 ・道路の安全性と快適性の向上，歩行者空間のバリアフリー化 ・サイクリングロード，ポケットパークなどの整備，情報提供機能の充実 ・三高港の施設・設備の整備 ・三高栈橋のバリアフリー化，情報提供機能の充実等
市街地・集落の整備方針	・市街地・集落と拠点等とを結ぶ公共交通の充実等による利便性の向上 ・建築物の規制，誘導による接道の確保，建物用途の混在化の防止等 ・緊急車両の通行が困難な市街地における生活道路の整備の検討 ・高密度な市街地の防災性の向上 ・老朽住宅及び空き家の除却，再生，活用などの推進
自然環境の保全・活用の方針	・良好な自然環境保全のための開発許可制度，風致地区などの適切な運用 ・野登呂山，砲台山，入鹿海岸などの活用
都市環境形成の方針	・公共建築物，歩行者空間・公園などのバリアフリー化など ・栈橋，主要なバス停周辺の高齢者等が利用しやすい環境整備 ・民間建築物，住宅におけるバリアフリー化の促進 ・都市公園等，公共施設，民有地の緑化の促進
都市景観形成の方針	・地域を特徴づける自然景観の保全 ・主要道路沿い，港周辺の良好な景観形成 ・市街地・集落における敷地の緑化などによる美しい景観づくり
防災都市づくりの方針	・広域避難地等における防災拠点としての機能の確保 ・建築物の不燃化等，都市構造の防災化 ・自然災害対策の推進
市民等と行政との協働による都市づくりの方針	・道路，港湾の美化，特産品の販売，交流の場などとしての活用 ・都市公園等の維持管理などにおける市民参加 ・緑地の保全，民有地の緑化など都市緑化の促進 ・地域資源の保全・活用，美しい景観づくり など

■地域別構想図：沖美地域



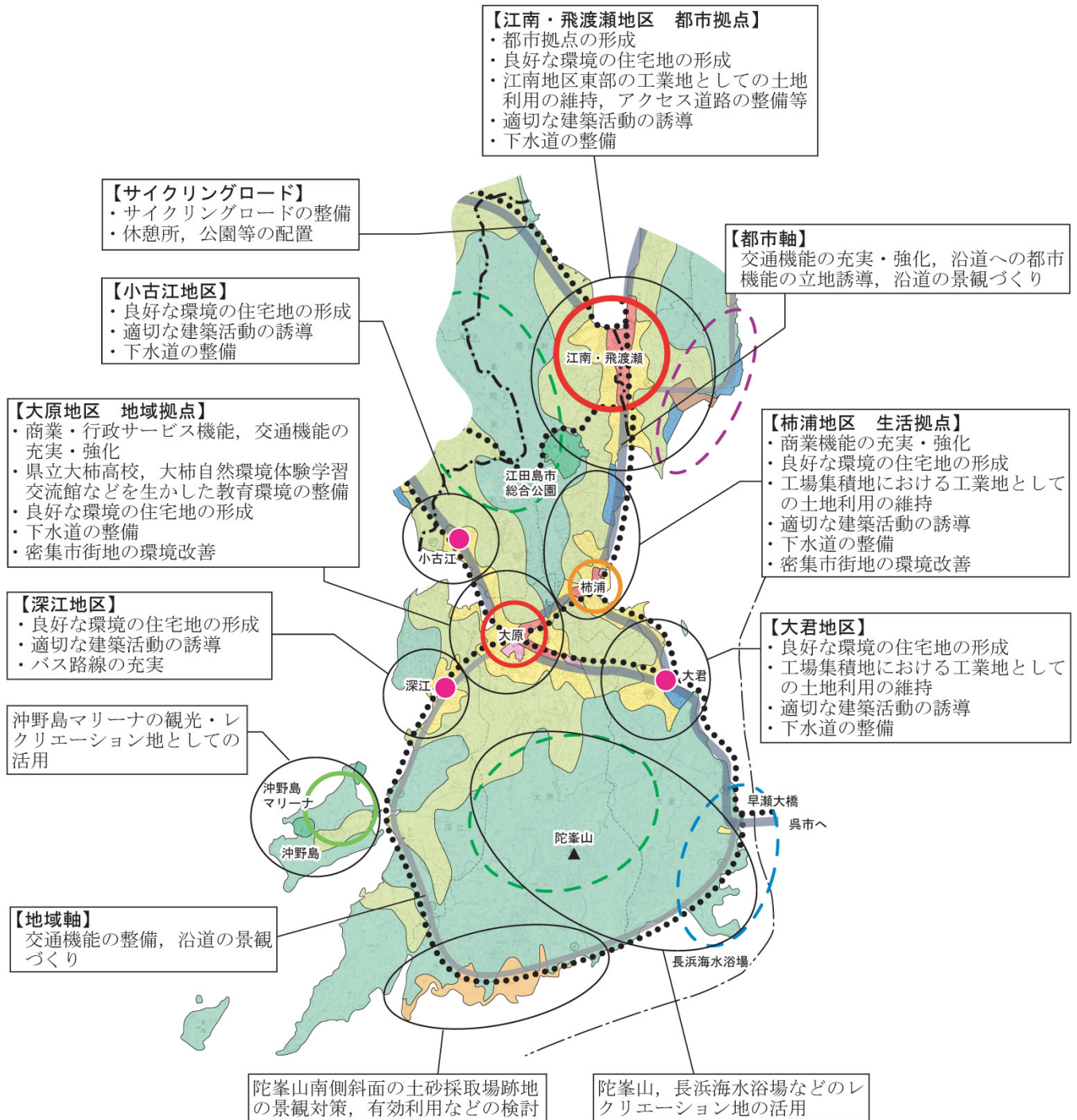
注：取組事項は，主なものを記述しました。

■大柿地域

【都市づくりの目標と方針（主な事項）】

都市づくりの目標	・陸の玄関口としての交通機能の充実・強化 ・市民生活の魅力を高める都市拠点の形成 ・教育環境の整った都市づくり ・観光・レクリエーション客の受け入れ，交流の促進による地域の活性化 ・安全で便利に暮らせる都市環境の形成 ・地域資源を生かした快適な都市環境の形成
都市づくりのテーマ	『教育・交流を基軸とした豊かな文化を創造する都市づくり』
土地利用の方針	・都市拠点，地域拠点，生活拠点における都市機能の充実・強化 ・市街地・集落における良好な環境の住宅地の形成 ・工場集積地における工業地としての土地利用の維持 ・小古江，大原，深江，大君，柿浦，江南・飛渡瀬地区における適切な建築活動の誘導 ・農地，森林，自然海岸などの保全，市民や近隣都市住民が農業や自然とふれあえる場としての活用 ・観光・レクリエーション地における環境の整備 ・陀峯山南側斜面の土砂採取場における跡地の有効利用などの検討
都市施設の整備方針	・国道487号，（主）江田島大柿線の未整備区間の整備の促進 ・一般県道大君深江線，同深江柿浦線の整備の促進 ・道路の安全性と快適性の向上，歩行者空間のバリアフリー化 ・サイクリングロード，ポケットパークなどの整備，情報提供機能の充実 ・深江地区におけるバス路線の確保・充実 ・小古江，大原，大君，柿浦，江南・飛渡瀬地区における下水道の整備
市街地・集落の整備方針	・市街地・集落と拠点等とを結ぶ公共交通の充実等による利便性の向上 ・建築物の規制，誘導による接道の確保，建物用途の混在化の防止 ・緊急車両の通行が困難な市街地における生活道路の整備の検討 ・高密度な市街地の防災性の向上 ・老朽住宅及び空き家の除却，再生，活用などの推進
自然環境の保全・活用の方針	・良好な自然環境保全のための開発許可制度，風致地区などの適切な運用 ・陀峯山，沖野島，長浜海水浴場などの活用
都市環境形成の方針	・公共建築物，歩行者空間・公園などのバリアフリー化など ・主要なバス停周辺の高齢者等が利用しやすい環境整備 ・民間建築物，住宅におけるバリアフリー化の促進 ・都市公園等，公共施設，民有地の緑化の促進
都市景観形成の方針	・地域を特徴づける自然景観の保全 ・主要道路沿い，港周辺の良好な景観形成 ・市街地・集落における敷地の緑化などによる美しい景観づくり
防災都市づくりの方針	・都市拠点，広域避難地等における防災拠点としての機能の確保 ・建築物の不燃化等，都市構造の防災化 ・自然災害対策の推進
市民等と行政との協働による都市づくりの方針	・道路，港湾の美化，特産品の販売，交流の場などとしての活用 ・都市公園等の維持管理などにおける市民参加 ・緑地の保全，民有地の緑化など都市緑化の促進 ・地域資源の保全・活用，美しい景観づくり など

■地域別構想図：大柿地域



凡 例	
●	都市拠点
○	地域拠点
○	生活拠点
●	コミュニティ中心地
○	交流・レクリエーション拠点
■	産業ゾーン
■	海と島の交流・レクリエーションゾーン
■	緑と眺望の交流・レクリエーションゾーン
●●●	サイクリングロード
■	住宅地
■	商業地
■	工業地
■	集落地・農地
■	自然緑地
■	公園・レクリエーション用地
■	公共公益施設用地
■	防衛施設用地
■	その他
■	都市軸
■	地域軸
■	海の交流ネットワーク軸
---	行政区



注：取組事項は，主なものを記述しました。

10 計画の推進方策

市民参加によるまちづくりの推進	・市広報，ホームページなどの活用による市民のまちづくりや都市計画に対する理解の醸成 ・本計画の見直し時などにおける市民意見の把握，反映の取組の充実 ・ワークショップの活用などによる市民意識・意見の都市計画に関する施策への反映 ・市民自治組織，NPO等の防災，防犯活動，良好なまち並み景観形成などに向けた取組の支援など，市民との協働によるまちづくりの推進 ・まちづくりに対する様々な支援が受けられる人的ネットワークづくり
計画的で効率的な都市づくりの推進	・全市的なまちづくりに係る施策との整合に配慮した計画的で効率的な施策の推進 ・市民と行政との協働により，市民ニーズに対応し，かつ効率的な都市施設等の整備，維持・管理等
計画の適切な運用	・市広報，ホームページの活用，会合などの機会を通じた本計画の周知 ・学校教育などを通じた次代を担う子どもたちに対するまちづくりや都市計画に関する理解の醸成 ・江田島市総合計画等の上位・関連計画と整合した効果的な施策の推進 ・土地利用，建築活動の規制，誘導，都市施設の整備などを進めるための都市計画区域の見直しと都市計画制度の活用
関係機関等との連携	・都市計画に係る施策を効果的に進めるための庁内関係部局との連携の強化 ・国，広島県など関係機関等との連携を強化し，本計画への積極的な支援の要請 ・広島市，呉市などの周辺自治体と連携した取組，事業の展開 ・民間事業者等の主導に適した事業における民間活力による事業の促進
計画の進行管理	・PDCAサイクル^(※)による目標指標の達成状況などの定期的な分析・評価 ・社会経済情勢の変化などを踏まえた必要な計画の見直し

(※)PDCAサイクルとは，「計画の策定(Plan)」「事業の推進(Do)」「目標達成状況の確認(Check)」「改善策の検討(Action)」の手順により検証を行うもので，生産管理，品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。



江田島市都市計画マスタープラン 概要版 平成23(2011)年3月

発行：江田島市 編集：江田島市土木建築部都市整備課

〒737-2392 江田島市能美町中町4859番地9

電話 0823-40-2774(直)

ファクス 0823-40-2073

<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/>